

福井県資金繰り円滑化支援資金要綱

1 目 的 社会経済環境の変化により一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業者に対し、既往借入金の借換えおよび当該借換えに伴う新たな事業資金について、融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の資金繰りおよび経営の改善に寄与することを目的とする。

2 融 資 対 象 者 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれにも該当する中小企業者

- (1) 融資申込時点において、保証協会の保証付き既往借入金の残高を有すること
- (2) 経営改善計画に基づき返済条件の見直しを図ることによって、資金繰りおよび経営の改善が期待できること

3 融 資 限 度 額 8,000万円
ただし、資金使途の(2)の融資額は、資金使途の(1)の借換の金額以下とする。

4 資 金 使 途 (1) 令和6年3月31日以前の保証協会の保証付き既往借入金の借換えに必要な資金
(2) (1)の借換えに伴い必要となる新たな事業資金
(注) 借換の対象となる借入金は、証書方式で借入れ、現在、当初約定どおり返済がなされているものに限る。

5 融 資 期 間 15年以内(据置1年以内を含む。)

6 融 資 利 率 福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。

7 信 用 保 証 保証協会の保証を必ず付けること。
・ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかに該当する中小企業者として市町長の認定を受けた場合は、保証協会の特別保証の対象となる。

* 中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

* 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれかの認定を受けた場合は、融資に際して認定書を付してください。

* 融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。
P.3「共通5(2)」参照

* 令和6年4月1日現在
2.00%以下(保証付き・責任共有制度対象)
1.90%以下(保証付き・責任共有制度対象外)

* 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号または第6号のいずれかに該当する場合は責任共有制度の対象外となります。

- 8 担保・保証人 保証協会の定めによる。
- 9 必要書類 (1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]
(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
(3) 消費税の納税証明書 (その3)
(4) 直近2期分の決算書
(5) 経営改善計画書 [様式第2号]
※資金需要を証する書類を添付 (設備資金の場合に限る。)
(6) 収支計画・資金繰り計画 [様式第3号]
(7) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類
- 10 期中管理 (1) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。
(2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
(3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
(4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- 11 その他注意事項 (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。
(2) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業務報告書を提出する者とする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるときおよび平成30年4月1日以降に保証申込受けし

*収支計画・資金繰り計画 [様式第3号] については、これに準じたものでも利用できます。

たものはこの限りでない。

なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

- (3) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会および関係支援機関に対し報告を求め調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。